

(趣旨)

第1条 この細則は、創価大学印刷教育部学則（以下「学則」という。）第26条、第27条、第28条及び第28条の2に基づき、印刷授業、面接授業及びメディア授業の実施に関する事項を定める。

(印刷授業)

第2条 印刷授業とは、印刷教材等による授業のことであり、単位を修得するためには学則第27条の印刷授業を学修し、学則第31条の試験を受験し合格しなければならない。試験については別に定める。

(印刷授業における報告課題)

第3条 印刷授業における報告課題（以下「レポート課題」という。）は、1単位につき1課題とする。

2 レポート課題の有効期限は1年とする。

(レポート課題に対する学習報告)

第4条 前条のレポート課題に対する学習報告（以下「レポート」という。）は、本学所定のレポート用紙を使用し、もしくは所定の方式にて所定の期日までに本学通信教育部（以下「通信教育部」という。）に提出しなければならない。

2 通信教育部に提出されたレポートは、学則第3条の教員が添削を担当し、所定の期日までに返却しなければならない。

3 レポートの提出方法・期間については機関誌等に掲載する。

(レポートの作成方法)

第5条 レポートは、1,200字以上2,000字以内で作成することを原則とし、2,000字を超えてはならない。ただし、科目によっては別途指示する場合もある。

2 レポートは縦書きの指定がある授業科目以外は、横書きとする。

3 レポートは手書きもしくはパーソナル・コンピュータ（以下「パソコン」という。）等を使用して作成することを認める。

4 その他、作成方法については機関誌等に掲載する。

(レポートの評価)

第6条 レポートの評価は、A、B、C及びDの4級に分ち、A、B及びCを合格とし、Dを不合格とする。不合格の場合は、レポートの再提出をしなければならない。

(スクーリング)

第7条 スクーリングは、学則第28条の面接授業と第28条の2のメディア授業があり、形式によって次の各号に分かれる。

(1) 面接授業とは、本学の校舎又はそれに準ずる施設で実施する授業のことであり、単位を修得するためには対面による授業を受講し、スクーリング試験を受験し合格しなければならない。

(2) リアルタイムスクーリングは、本学の校舎等で実施する面接授業等を、オンライン会議システム及びインターネットに接続したパソコン等を利用して、別の施設もしくは学生の自宅等で双方向性を確保して受講するメディア授業のことをいう。単位を修得するためには同時双方向の授業を受講し、メディア授業試験を受験し合格しなければならない。

(3) オンデマンドスクーリングは、インターネットを利用して個人のパソコン等で収録映像による講義を受講するメディア授業のことをいう。単位を修得するためには、オンデマンドスクーリングの受講及びメディア授業試験を受験し合格しなければならない。2 面接授業は、1時限90分とする。

2 スクーリングの授業は、1時限90分とし、2単位の講義科目は15時限、実技・演習科目は30時限で行う。

(スクーリングのステージ)

第8条 スクーリングは次の2つのステージで受講する。

(1) ステージ1として、前条第1項第3号のオンデマンドスクーリングで、2単位の講義科目の第1回から第5回、実技・演習科目は第1回から第10回を受講する。

(2) ステージ2として、前号のステージ1を受講後に、所定のスクーリング開講日またはスクーリ

ング受講期間に所定の時間数の授業を受講するものとする。

- (3) 前号のステージ2を受講する際には前条第1項第1号及び第2号で受講する場合は学修報告書、前条第1項第3号で受講する場合はオンデマンドレポートを作成し、提出するものとする。

(面接授業・メディア授業の受講方法)

第9条 前条第1号のステージ1を受講する場合、その年度の履修登録の完了と学費(教育費)を納入しなければならない。

2 前条第2号のステージ2を受講する場合、所定の期日までに受講申込を行ない、スクーリング授業受講料又はメディア授業受講料を納入しなければならない。

3 スクーリングは原則、欠席は認めない。2時限以上の欠席または3回以上の遅刻をした場合は、面接授業試験の受験を認めない。

4 レポートの提出が必要な科目は、所定の通数について全て合格しなければならない。

5 その他、受講方法については機関誌、ポータルサイト等に掲示する。

(面接授業開講の原則)

第10条 第7条第1号の面接授業は所定の日時、会場において開講することを原則とするが、交通機関の運休、台風・積雪等により休講等の措置をとることがある。

2 前項の休講等の措置については別に定める。

3 地方スクーリングについて、受講申込者数が5名未満の場合、不開講とする。なお共通科目「体育実技」については10名未満の場合、不開講とする。

4 前項にかかわらず、以下の場合、開講することがある。

(1) 共通科目「自立学習入門」の場合

(2) 12月以降に開講される場合

(3) 学長が特に必要と認めた場合

(面接授業試験の評価)

第11条 面接授業試験の評価は、A、B、C及びDの4級に分ち、A、B及びCを合格とし、Dを不合格とする。ただし、通信教育運営委員会が認めた科目については、PとFの2級に分ち、Pを合格とし、Fを不合格とする。

2 不合格の場合は、スクーリングを再受講するか、通信授業試験において面接授業再試験を受験することとする。

(事務)

第12条 この細則に関する事務は、通信教育部事務室教務課が担当する。